

令和5年第4回茂原市教育委員会会議（3月定例会）日程

日時：令和5年3月22日（水）15時00分～

場所：茂原市役所9階901・902会議室

1. 開会宣言

2. 会議録署名人の指名

3. 会議事項

（議決事項）

- 議案第1号 茂原市教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第2号 茂原市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第3号 茂原市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第4号 行事の共催、後援及び協賛に関する規程の一部を改正する訓令の制定について
- 議案第5号 茂原市立小学校及び中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第6号 茂原市立小学校、中学校及び幼稚園防犯カメラの設置及び管理運用に関する要綱の一部を改正する告示の制定について
- 議案第7号 令和5年度茂原市の教育方針及び重点施策について
- 議案第8号 茂原市スポーツ推進審議会委員の委嘱について
- 議案第9号 茂原市東部台文化会館運営委員会委員の委嘱について

（報告事項）

- 1 茂原市青少年問題協議会委員の任命の報告について
- 2 茂原市放課後子どもプラン運営委員会委員の委嘱の報告について
- 3 令和4年度定期監査の結果について
- 4 教育長職務代理者の指名について
- 5 行事の共催、後援及び協賛について
- 6 令和5年第5回（4月定例会）及び令和5年第6回（5月定例会）茂原市教育委員会会議の日程について
- 7 その他

4. 閉会宣言

（会議結果）

議決事項について、議案第1号から第9号は原案どおり可決されました。

茂原市教育委員会会議録

令和5年第4回（3月定例会）

- 1 期日 令和5年3月22日（水）
開会 15時00分
閉会 15時35分
- 2 場所 茂原市役所9階901・902会議室
- 3 出席委員
教育長 内田 達也
教育長職務代理者 高仲 輝夫
委員 安藤 明子
委員 高貫 裕一郎
委員 竹田 幸則
- 4 出席職員
教育部長 中村 一之
教育部次長（教育総務課長） 佐久間 尉介
学校教育課長 伊藤 信博
学校教育課主幹 小野 奈津子
学校教育課主幹 佐藤 信之
学校教育課主幹 宮内 智之
生涯学習課長 岡田 公一
体育課長 片岡 弘一
中央公民館長 三階 英幸
美術館・郷土資料館長 中澤 浩子
東部台文化会館長 鶴岡 嘉孝
教育総務課長補佐 小安 宏尚
教育総務課総務係長 稲子 泰幸
- 5 署名人の指名
委員 竹田 幸則
委員 安藤 明子
- 6 傍聴人 0名

教育長 : ただいまから、令和5年第4回茂原市教育委員会会議（3月定例会）を開会します。本日の出席人数は、5名ですので定足数に達しており会議は成立いたしました。本日の会議録署名人は、「竹田委員」と「安藤委員」を指名いたします。これより会議事項に入ります。本日は、議案が9件となっております。初めに、議案第1号「茂原市教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則の制定について」説明をお願いします。

教育部長 : 議案第1号「茂原市教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明を申し上げます。本案は、傍聴の受付に当たり、個人情報 を適正に取り扱うため、傍聴人に関する「年齢、職業」の必要性の乏しい個人情報については、収集しないこととするもの

でございます。

また、以前の教育委員会会議において、10人以上の方が傍聴を希望したケースがあったことから、必要に応じて、傍聴人の数を変更できるようにするとともに、様式等、所要の改正をするものでございます。

なお、改正後の規則の施行は、令和5年4月1日でございます。

以上、ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

教育長 : それでは、議案第1号について、質疑をお願いします。
(質疑なし)

教育長 : よろしいですか。
無ければ、議案第1号について採決に入ります。
議案第1号について、原案どおり可決することに、ご異議ございませんか。

各委員 : 異議なし。

教育長 : それでは、議案第1号は、全会一致で、原案どおり可決することと決定いたしました。

次に、議案第2号「茂原市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について」説明をお願いします。

教育部長 : 議案第2号「茂原市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明を申し上げます。

本案は、個人情報保護に関する法律が改正され、令和5年4月1日から施行されることに伴い、茂原市個人情報保護条例が廃止されることから、議決事項の「審査請求に対する裁決に関する事項」について、法律の条項に適合させるものでございます。

また、茂原市教育委員会の所管に属する附属機関について、所要の改正をするものでございます。

なお、改正後の規則の施行は、令和5年4月1日でございます。

以上、ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

教育長 : それでは、議案第2号について、質疑をお願いします。
(質疑なし)

教育長 : よろしいですか。
無ければ、議案第2号について採決に入ります。
議案第2号について、原案どおり可決することに、ご異議ございませんか。

各委員 : 異議なし。

教育長 : それでは、議案第2号は、全会一致で、原案どおり可決することと決定いたしました。

次に、議案第3号「茂原市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について」説明をお願いします。

教育部長 : 議案第3号「茂原市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明を申し上げます。

本案は、本納小学校と新治小学校の統合に伴い、所要の改正を行うものでございます。

それでは、参考資料の新旧対照表をご覧ください。

別表第1及び別表第2において、新治小学校の印影を削除し、それに伴い、印影を繰上げるものでございます。

なお、この規則は、令和5年4月1日からの施行となります。

以上、ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

教育長 : それでは、議案第3号について、質疑をお願いします。
(質疑なし)

教育長 : よろしいですか。
無ければ、議案第3号について採決に入ります。
議案第3号について、原案どおり可決することに、ご異議ございませんか。

各委員
教育長

異議なし。

議案第3号は、全会一致で、原案どおり可決することと決定いたしました。

次に、議案第4号「行事の共催、後援及び協賛に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」説明をお願いします。

教育部長

議案第4号「行事の共催、後援及び協賛に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」ご説明を申し上げます。

本案は、教育委員会以外のもが行う行事の共催、後援及び協賛について、申請を受けた後、承認又は不承認の通知書を送付しておりますが、通知書の様式が規定されていないことから、様式の統一を図るため、新たに様式を定めるものでございます。

また、字句等の改正が必要なことから、所要の改正をするものでございます。

なお、改正後の訓令の施行は、令和5年4月1日とし、申請者の不利益とならないよう、改正前の様式により使用されている書類は、改正後の様式とみなすことといたします。

教育長

以上、ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

それでは、議案第4号について、質疑をお願いします。

(質疑なし)

教育長

よろしいですか。

無ければ、議案第4号について採決に入ります。

議案第4号について、原案どおり可決することに、ご異議ございませんか。

各委員
教育長

異議なし。

それでは、議案第4号は、全会一致で、原案どおり可決することと決定いたしました。

次に、議案第5号「茂原市立小学校及び中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について」説明をお願いします。

教育部長

議案第5号「茂原市立小学校及び中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明を申し上げます。

本案は、本納小学校と新治小学校の統合に伴い、所要の改正をするものでございます。

それでは、参考資料の新旧対照表をご覧ください。

茂原市学校再編第二次実施計画に基づき、本納小学校と新治小学校が統合することに伴い、新治小学校の通学区域を本納小学校の通学区域として改めるものでございます。

なお、この規則は、令和5年4月1日からの施行となります。

以上、ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

教育長

それでは、議案第5号について、質疑をお願いします。

(質疑なし)

教育長

無ければ、議案第5号について採決に入ります。

議案第5号について、原案どおり可決することに、ご異議ございませんか

各委員
教育長

異議なし。

それでは、議案第5号は、全会一致で、原案どおり可決することと決定いたしました。

次に、議案第6号「茂原市立小学校、中学校及び幼稚園防犯カメラの設置及び管理運用に関する要綱の一部を改正する告示の制定について」説明をお願いします。

教育部長

議案第6号「茂原市立小学校、中学校及び幼稚園防犯カメラの設置及び管理運用に関する要綱の一部を改正する告示の制定について」ご説明を申し上げます。

本案は、個人情報の保護に関する法律が改正され、令和5年4月1日から施行されることに伴い、茂原市個人情報保護条例が廃止されることから、適用される法律を規定するものでございます。

なお、改正後の要綱の施行は、令和5年4月1日でございます。

以上、ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

教育長

それでは、議案第6号について、質疑をお願いします。
(質疑なし)

教育長

よろしいですか。
無ければ、議案第6号について採決に入ります。
議案第6号について、原案どおり可決することに、ご異議ございませんか。

各委員

異議なし。

教育長

それでは、議案第6号は、全会一致で、原案どおり可決することと決定いたしました。

次に、議案第7号「令和5年度茂原市の教育方針及び重点施策について」説明をお願いします。

教育部長

議案第7号「令和5年度茂原市の教育方針及び重点施策について」ご説明申し上げます。

先程、総合教育会議でも協議いただきましたが、「茂原市総合計画」及び「茂原市教育施策の大綱」に基づいて、教育方針及び重点施策を定め、この方針に基づき各種事業を実施してまいります。

それでは、参考資料の新旧対照表をご覧ください。昨年度から変更している箇所には下線が引いてあります。

令和5年度も引き続き、「人づくり」を中心的課題として捉え、「ふるさと茂原を愛し、豊かな心と高い志を持って未来を主体的に生きる人づくり」を目標に事業を進めてまいります。

令和5年度の主な取り組みでございますが、「基本方針の1 社会で生きる力の育成」「(1) 確かな学力の育成」では、2ページ中段をご覧ください。

部活動の地域移行に向け、先行事例の調査・研究や課題の整理、体制づくり等を行いながら地域の持続可能で多様なスポーツ活動・文化活動の環境づくりに努めてまいります。

また、本市における特色ある教育を推進するため、茂原市全体で段階的に小中一貫教育を実施するとともに、その状況を検討する専門委員会を組織します。

次に、「基本方針の2 心を育む人間教育の推進」「(1) いじめ防止への取り組みと相談体制の充実」では、4ページ下段をご覧ください。

「茂原市いじめ防止基本方針」に基づき、各校の「学校いじめ防止基本方針」を見直し、より効果的にいじめ防止に取り組んでまいります。また、茂原市いじめ等問題対策連絡協議会を活用し、関係機関との連携を図り、協力していじめへの対応を図ってまいります。

次に、「基本方針3 芸術文化・スポーツの振興」「(2) スポーツ環境の充実」では、8ページ下段をご覧ください。

市民体育館は、一昨年度に卓球場、剣道場及び柔道場に空調設備を設置、本年度は大体育室に空調設備を設置し、スポーツ環境の快適性及び利用者の安全性が高められました。東部台文化会館は、体育センターに来年度、空調設備を設置し、利用者の利便性の向上を図ります。今後も、本市のスポーツ活動の拠点として充実した施設となるように環境整備を進めてまいります。

次に「基本方針4 茂原を愛する心の育成」「(2) 安全・安心な教育環境の整備」では、10ページ中段をご覧ください。

南中学校と早野中学校の統合に向けて、土砂災害警戒区域等の指定に伴う安全対策に係る調査、検討を進めてまいります。また、関係機関と協力し、通学路の安全確保を図ります。

また、「(3) 伝統文化の維持継承・振興」では、11ページ上段をご覧ください。茂原市史編さん基本方針や刊行計画に沿って市史「資料編」・「通史編」の刊行を継続します。令和4年度の「茂原市史資料編Ⅰ（原始・古代、中世考古）」の刊行に続き、2冊目以降を刊行するため、市史編さん委員会を開催し、調査や編集等を進めてまいります。また、調査の成果として調査報告書を発行してまいります。

以上が、令和5年度の主な取り組みでございます。

よろしくご審議の程、お願い申し上げます。

教育長
委員

それでは、議案第7号について、質疑をお願いします。

学校教育課長

新旧対照表の3ページ、国際理解教育の推進の令和5年度の取り組みでは、中学生等海外派遣等事業では、国内の国際交流体験施設に派遣するとありますが、これは今年度に限っては国内の施設で行う事業とするということによろしいでしょうか。

こちらは実行委員会がございまして、今月の初めに会議があり、状況や航空運賃が1.5倍ということもありまして、海外ということは5年度に限っては見合わせることにになりました。また、方面につきましては、明日の会議で検討することになっております。

委員
教育長
委員

ありがとうございます。

他にありますでしょうか。

学校教育課長

10ページの上段、茂原を愛する心の育成の令和4年度の取り組みでは小学校6年生で職場見学、中学2年生で職場体験を実施すると書かれていますが、令和5年度では職場体験等の文言がなくなっているということは、子供達が職場に行って職業を体験するというものは省かれるということによろしいでしょうか。

状況もコロナ禍ということも視野に入れまして省いたところではありますが、先週、オンラインで企業が学校と説明会を行い、学校にも実証実験的に参加するような学校はないですかと呼びかけておりますが、全校対象に出ていいという所は、この中にあるとお見合わせるということでもあります。

教育長

よろしいですか。

委員

他にありますでしょうか。

生涯学習課長

11ページ1番下の(4)では、学校支援ボランティア活動の活性化や夏休み子ども教室の開催などをと書かれていますが、令和5年度の取り組みでは、夏休み子ども教室が放課後子ども教室に変わっている理由というか、どのような捉え方なのかお伺いしたい。

元々の事業の名前が放課後子ども教室という名前がございまして、本来でしたら、平日も含めまして放課後というのが事業の概要であります。ボランティアやコーディネーターが関わってきますので、夏休みに開催していたものを正式名称の放課後子ども教室という名前に変更したということです。内容につきましては同じです。

委員
教育長

わかりました。

他にありますか。

よろしいですか。

無ければ、議案第7号について採決に入ります。

議案第7号について、原案どおり可決することに、ご異議ございませんか。

各委員
教育長

異議なし。

それでは、議案第7号は、全会一致で、原案どおり可決することと決定いたしま

した。

次に、議案第8号から報告事項2までは、人事案件となりますので、非公開とし、秘密会にしたいと考えますがいかがでしょうか。

各委員
教育長

: 異議なし。
: 議案第8号及び報告事項2までにつきましては、非公開とし、秘密会とすることに決まりました。関係者以外の退室をお願いします。

(関係者以外退出)

教育長

: (関係者以外入室)

教育部次長
(教育総務課長)

次に、報告事項3「令和4年度定期監査の結果について」説明をお願いします。
報告事項3「令和4年度定期監査の結果について」ご説明申し上げます。

教育委員会の定期監査につきましては、財務に関する事務の執行及び業務の管理運営が適正に執行されているかを主眼に、令和4年12月9日から令和5年2月20日まで、提出した関係帳簿、証拠書類の点検・確認、関係職員に対する質疑等が行われました。

その結果、詳細につきましては、2ページから5ページに掲載してございますので、ご確認の程よろしくお願い申し上げます。

教育長
委員

ただ今の報告について、質問等あればお願いします。

監査の指摘事項の中で、いくつか「改善に向け検討されたい」とありますが、これは、検討されて改善するという方向でとらえてよろしいのでしょうか。

教育部次長
(教育総務課長)

検討ということにつきましては、問題があると指摘を受けているものでございますが、必ずしも全てが改善されるということではなく、検討した結果、できないものもあるということでございます。

委員

指摘事項が「検討を図られたい」、「検討されたい」や「務められたい」との表現ですが、これは検討すればよいということでしょうか。例えば、二十歳の成人式の名称変更を検討されたいとありますが、これは検討すればよいのか、結果として名称変更まで求められているのか、非常に曖昧な表現ではないでしょうか。これらの文言は、回答にあったように、検討しましょうということを受け止めておけばよろしいのでしょうか。

教育部次長
(教育総務課長)

成人式につきましては、民法改正による成人年齢引き下げがあるため、成人式という名称を変更してはどうかと指摘を受けているものでございます。それに伴い、生涯学習課において名称について検討しているところです。先程、ご回答申し上げたとおり、検討した結果、そのまま引き継ぐという場合もありますので、必ずしも名称変更まで求められているわけではありません。行事として、これでいいのかを各所管で検討していくということでございます。

委員
教育長

わかりました。ありがとうございます。

他にありますか。

無ければ、次に、報告事項4「教育長職務代理者の指名について」説明をお願いします。

教育部次長
(教育総務課長)

報告事項4「教育長職務代理者の指名について」ご説明申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項において、教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめ指名する教育委員がその職務を行うことと定めており、教育長に事故がある場合などで事務に支障をきたすことがないよう、教育長があらかじめ教育委員の中から教育長職務代理者を指名することとされております。

この規定に基づき、竹田 幸則委員を教育長職務代理者に指名いたしましたのでご報告させていただきます。

教育長職務代理者の任期につきましては、法律で定められていないことから、教

育長が新たに教育長職務代理者を指名するまでとさせていただきます。

以上、よろしくお願ひ申し上げます。

教育長

報告事項4について、質問等あればお願ひします。

(質問等なし)

教育長

次に、報告事項5「行事の共催、後援及び協賛について」は、お手元に配付の内容となりますが質問等ございますか。よろしいですか。

無ければ、次に、報告事項6「令和5年第5回（4月定例会）及び令和5年第6回（5月定例会）茂原市教育委員会会議の日程について」ご質問等ございますか。よろしいでしょうか。無ければ、その日程でお願ひします。

その他報告がありましたら、お願ひします。よろしいですか。

無ければ、以上で令和5年第4回茂原市教育委員会会議（3月定例会）を閉会します。

茂原市教育委員会会議規則第27条の規定により、上記会議録が相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年5月24日

教育長 内田 達也

署名委員 竹田 幸則

署名委員 安藤 明子